

中国公船(艦艇)による尖閣諸島周辺海域への領海侵犯行為及び石垣島近海までの追尾に対し毅然とした対応を求める意見書

当市行政区域で日本の領海である尖閣諸島周辺海域で漁労していた八重山漁協所属の漁船に威嚇しながら接近した中国の公船(海警局所属の艦艇)が、排他的経済水域(E E Z)である石垣島の近海まで追尾したことが10月1日、明らかとなった。

当該漁船は尖閣諸島周辺海域で漁労するため9月30日午後、石垣市の登野城漁港を出港し、1日午前、尖閣諸島南小島周辺海域に到着したが、中国の艦艇は尖閣諸島周辺海域に到着する前から当該漁船を追尾し、操業中も常に漁船を威嚇するように接近した。

今回の中国艦艇の行動は領海侵犯をはじめ、日中の境界線(中間線)を超えて石垣島近海まで侵入するという目に余る横暴であり、安心、安全な漁労に大きな不安を与えるものであり、断固として容認できるものではない。

これまで、中国艦艇の行動に対して日本政府は、主権の侵害であるとして中国政府に対して厳重な抗議を行ったが、中国は尖閣諸島周辺海域を自らの領海と主張し、日本の漁船が違法操業したと、法の執行権を主張している。

日本の領海内で中国の艦艇が領海侵犯及び威嚇による漁船の追尾を繰り返しているのが実態である。よって、日本政府に対して毅然とした対応で中国艦艇の排除を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月17日

石垣市議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、国土交通大臣、
海上保安庁長官

(要請) 沖縄県選出国會議員